

# 民間資金等活用事業推進委員会 第 35 回議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

## 第 35 回民間資金等活用事業推進委員会 議事次第

日 時：平成 26 年 6 月 2 日（月）15:00～16:34

場 所：合同庁舎 4 号館 2 階第 3 特別会議室

### 1. 開 会

### 2. 議 事

- (1) VFM・リスク分担 WG の検討状況について
- (2) モニタリング・事業促進 WG の検討状況について
- (3) 報告事項
  - ・手続き簡易化について
  - ・PFI 手法を活用した案件の支援対象の選定結果について
- (4) その他

### 3. 閉 会

○井上参事官 ただいまから第35回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催します。

事務局であります内閣府PFI推進室の参事官をしております井上でございます。

本日は、お忙しい中、御出席賜りましてまことにありがとうございます。

本日は、定員9名のうち8名の委員の方に御出席いただいております。定足数の過半数に達しておりますので、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、以後の議事進行につきましては石原委員長より進めていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○石原委員長 それでは、本日の議事に入らせていただきたいと思えます。

まず、これまでの分科会の担当ワーキンググループの検討状況につきまして御報告願いたいと思えます。まず、VFM・リスク分担ワーキンググループの検討状況につきまして、事務局より御説明をよろしくお願いいたします。

○山田企画官 企画官をしております山田と申します。よろしくお願いいたします。

VFM・リスク分担ワーキンググループの検討状況について御報告申し上げます。お手元の資料1をお開き願いたく存じます。

最近の開催状況ですが、5月20日火曜日に第3回を開催しております。議題といたしましては「従来型事業（サービス購入型）について」を中心に御議論を進めているところでございます。

事務局からは、当日は、VFMに関しましては、今まで主に着目されておりました支払い額の削減のほかに、サービスの価値の向上に着目した場合、これをいかに定量化することができるのかといったことに関連いたしまして、例えば事業目的の達成度を計測するためのKPIを設定して評価するという考えがあるのではないか、ただ、KPIの設定というのは一言に申し上げて困難な場合もございますので、過度な負担をもたらさないようにするときの考え方といたしまして、各事業で既に実施されております費用対便益分析マニュアル、こちらに示されている原単位等を使いまして、便益を簡便に計測する方法もあり得るのではないか、というような考え方を御紹介させていただいたところでございます。

それに対しまして、委員・専門委員からいただきました御意見といたしましては、今までVFMを考えるとときにはどちらかというとサービスの価値の向上についてはコスト上昇の要素だとしかとらえられてこなかったという観点がございまして、こういった一定の考え方が示されると、PFIの推進・普及の追い風になるのではないかという御意見をいただきました。あるいはサービスの価値の向上を追求していく、あるいは評価していく上では、発注者である公共側が政策目的をいかに明確化して外部に示していくかということが重要ではないかというような御意見を頂戴いたしました。

また、サービスの価値の向上をうまく定量化することができれば、地方公共団体、発注者側にとっても、担当する職員のマインドの向上であるとか、受益者となります住民の満足度の向上の面でも大いに意義があるのではないかというような御意見をいただきました。

次に、変わりました、リスク分担に関する内容でございます。事務局からは、リスクの要素といたしまして、物価変動であるとか需要変動に関するリスクについて国内外でどのように扱われているのかといったことの一端を整理、お示しさせていただいたところでございます。まず物価変動についてですが、国内では、ほとんどの場合、条件つきで民間に分担をしていただいている事例が多かったということをお紹介しております。比較の対象としてイギリスの事例も御紹介さしあげましたけれども、イギリスにおいても民間が分担をしている場合が多いというような内容を御紹介させていただきました。

その一方で、昨年来、資材費あるいは労務費の急騰を原因として建設費が上昇しているという側面もございますので、それに対して一定の改定を認めるような事例も出てきているというような動向をお紹介させていただいたところでございます。

前回までのワーキングでも御議論いただきましたリスクワークショップについても一定の情報の御紹介をさせていただいております。こちらについては、ワークショップをマネジメントして進行していく上でファシリテーターの役割が重要であるということで、今後のファシリテーターを担うべき人材の養成、あるいは地方公共団体の職員がファシリテーターを担う場合においては、地方公共団体の職員の能力、スキルアップといったことも期待されるというようなことを御紹介したところでございます。

こちらに関しまして、いただきました御意見としましては、リスクワークショップについては、どんな事業でも導入するというのではなくて、類似の事業の実績がなく定型化しがたい案件に対してメリハリをつけて活用すべきではないかというような御意見を頂戴したところでございます。

以上、簡単に事務局からお示しいたしました情報といただきました御意見を御紹介さしあげましたけれども、何分議論の途上ということでございます。こちらのワーキングにつきましては、最終的に根本座長から御総括をいただいたわけなのですが、支払い額削減以外のサービスの価値の向上については、従来型事業のみならず、新たな事業類型でもおそらく議論する必要があるだろうということで、引き続き次回以降も議論した上で、そこから得られた知見を従来型事業についてもフィードバックして考えてはどうかというような御総括をいただきましたところでございます。

このワーキングを進めるに当たりまして、事務局としては事業類型別に議論を進めていこうと考えておったわけなのですが、そういう意味で、これまでに実績が幾らか存在するような従来型の事業を念頭に議論しておりました。従来型事業に限らず、収益施設を併設したものであるとか運営権を活用したもの、こちらについてもあわせて議論を進めていく必要があるのではないかという認識をしておるところでございます。引き続き皆様方の御指導を賜われればと思っております。

○石原委員長 ただいまの報告に対しまして、御質問、御意見がございましたらお受けしたいと思っておりますがいかがですか。

B委員、いかがでございますか。

○B委員 今後の進め方としては、従来型から新しい形への展開が見込めるということでもよろしいですね。

○山田企画官 私どももそのように期待しておりますので、今後の新しい事業類型のことを考えたときに出てくる論点を御議論いただいた上で、従来型にも戻していこうと考えておるところでございます。

○E委員 取りまとめをさせていただいている立場から、ちょっと補足なのですが、バリューフォーマネーの論点の中で一番積み残しというか、以前から問題視されていたのが、バリューフォーマネーと言いつつマネーだけ見ていてバリューを見ていないのではないかということです。結果的にバリューがどういう提案をしても同じということを仮定している極めて強い仮定というのでしょうか、実態を反映しないような評価をしていることに対して、PFIという本来民間の知恵を生かしてバリューを上げる手法であるにもかかわらず、それが的確に反映されていないという反省のもとに、バリューの計測方法について検討している状況です。

これは事務局の設定というよりは、検討している委員自身も必ずしも明確には意識していなかったのですが、その点は従来型の事業に限らず、独立採算なりコンセッションなり全ての事業においてバリューを計測するということは当然必要になることなので、ほかの類型のことも少し考えた上で、改めてこの根源的な問題に対して最終的な答えを得ようというような判断を今しているところであります。

一般的にバリューを計測するのは非常に難しいという話に終始しがちなのですが、バリューがゼロというのは余りにも強い仮定であるとともに、現在、国及び地方公共団体の実務においては総合評価方式がとられていて、総合評価の点数の中には、もうバリューの換算というのが入っています。だから、実務的にはもうそれをせざるを得ないこととして皆さんやっている。理論的な裏づけが与えられてこなかったことが問題で、実務に十分耐えられるような、総合評価と矛盾しないようなやり方で最終的に整理をしていきたいということなのです。費用便益とはちょっと別の次元で、価値の計算を一つの実務的な原単位のような形で使えるのではないだろうかということを考えているので、その辺はまた事務局のほうとも相談をしながら次のステップで、もう少しそれを具体化していくということを考えたいと思っております。

○石原委員長 ありがとうございます。

次のステップに行くまでの、まずはベースを広げて固めてという段階のようですが、ぜひ根本座長のもと、各委員及び専門委員の皆様方におかれましては、精力的な御議論をよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、続きまして、モニタリング・事業促進ワーキンググループの検討状況につきまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○國松企画官 企画官をしております國松です。

続きまして、資料1-2「モニタリング・事業促進WGの検討状況について」説明させて

いただきます。

「1. 開催状況」。第3回ワーキンググループは5月20日に開催いたしました。

「2. モニタリングに関する検討課題について」。この四角の枠には、これまでのワーキンググループにおいて示しておりました論点を（1）から（3）まで挙げておきまして、これらの論点に関しまして、第3回ワーキンググループでは、ここに示しております検討課題などを挙げさせていただきました。

まず（1）に関しまして、モニタリングガイドラインに係る主な検討課題。指定管理者におけるモニタリングの手法として、第三者機関等や利用者によるモニタリング・評価が導入されている例がある。モニタリングガイドラインが対象としていない独立採算型事業（運営権活用型等）のPFI事業については、利用料金を支払う立場となる利用者や中立的な第三者機関によるモニタリングが有効ではないか。また、サービス水準の向上について検証するためのモニタリングについては、利用者や第三者機関によるモニタリングが有効であると考えられます。

モニタリングガイドラインは、サービス購入型または混合型すなわち公共のサービス購入費の支払いがあるものを対象としていますので、独立採算型については新たな考え方が必要ではないかという趣旨でございます。指定管理者制度では、ここに書いてあるように、モニタリングにおいて第三者機関や利用者によるモニタリングが実際に導入されている例がございます。このようなものを参考にPFIでも導入してはどうかということでございます。また、民間によるサービスレベルのさらなる向上や創意工夫についてモニタリングを行おうとすれば、管理者等以外の者によるモニタリングが有効ではないかということでございます。

モニタリング指標に関する御意見としましては、下のほうですけれども、価格へ反映できない価値をどう計測するか。価値の計測がモニタリング指標になる。判断の客観性は余り追求し過ぎることなく、簡素で現実を踏まえた指標とすべき。

次に、（2）ペナルティの設定に関してです。主な検討課題としまして、手続き簡易化マニュアルの別冊として、要求水準書等の作成素材を今回サンプルとして作成しましたが、さらにモニタリング基準（案）を作成いたしました。これに関しましては、サンプルまたはひな形となるようなものが必要であるという御意見を受けて作成しておきまして、簡易化マニュアルに引き続きまして、今後公表してはどうかと考えております。

次に、独立採算型事業（運営権活用型等）におけるペナルティ賦課については、事業の特性によっては契約解除に至る前の段階における違約金の規定が有効な場合があると考えられる。これに関して、サービス購入型では、事業のモニタリングの結果、要求水準の未達があった場合には改善勧告を行い、サービス購入費の減額措置を行う。それでも改善されない場合は最終的に契約解除ということになるが、独立採算型の事業の場合は、サービス購入費というものがそもそもありませんので、当然減額もない。また、事業によっては契約解除ということが現実的には難しいことも考えられます。このため違約金の規定が有

効ではないかという考えでございます。

ペナルティ設定に関する御意見としまして、独立採算型事業（運営権活用型等）におけるペナルティ賦課について、事業の特性によってはということだが、違約金の有効性について整理する必要がある。要求水準書にモニタリングの指標を事前に示すことで、発注者と事業者との間の認識の齟齬をなくせる。

続きまして、(3) サービスレベルの向上や創意工夫を引き出すようなインセンティブについてです。

検討課題としまして、指定管理者制度におけるインセンティブの考え方として、利用料金制の導入のほか、業績連動型の指定管理料や報奨金の導入がある。これらの方法は、上記①すなわちサービス購入型におけるインセンティブ付与の参考となる。指定管理者制度では既にこういうものが導入されている例があります。

続きまして、上記の②すなわち収益施設併設型事業について、民間収益施設部分を一体の会計処理で扱うとした場合においては、民間収益施設部分についてもモニタリングを行う必要があると考えられる。

これまでも収益施設併設型のPFI事業の例はありますが、収益施設部分と公共施設部分の会計は切り離されておりますので、収益施設部分はモニタリングの対象となっておりませんが、今後それらを一体で会計をやっていくという事業であるならば、収益施設部分についてもモニタリングが必要であるということでございます。

続きまして、指定管理者の例ですけれども、指定管理者の業績を適切に評価することも指定管理者のモチベーションを向上させる重要なインセンティブ。自己の努力が適切に評価され、その結果が公にされるということはモチベーション向上につながり得る。このことは、上記の①～③のPFI事業、つまり全ての事業類型のPFI事業においても同様と考えられます。

御意見といたしまして、事業者のパフォーマンスがよかった場合にボーナスを支払うという視点が必要。利用者数の増加に応じた支払いを導入している事例はある。しかし、サービスの質の向上について支払いをするというのは難しいため、ペナルティポイントをリカバリーするという方法を導入している事例がある。モニタリングにおいて、ペナルティだけでなくインセンティブにも目を向けるべき。指定管理者制度では評価結果を公表しているが、PFI事業では公表していない。事業者に対する評価だけでなく、働いている人に対する評価として表彰制度といった現場のモチベーションを高める方法もある。

続きまして、4ページ、「3. 事業促進について」。事業促進に関する取組について、前回御報告した点に別途追加したものでございます。

「(1) 事業促進に関する今後の取組について」、「①民間の創意工夫の発揮に資する情報提供・体制整備」。PFIに限らず、民間提案制度を導入している地方公共団体があり、提案に対するインセンティブ(随意契約、加点評価)について規定されている例がございます。これにつきましては、地方公共団体において事業に関する提案を募集しまして、提案が採

用された場合に提案者と随意契約する、あるいは提案に基づいて事業者公募をする際に、その提案者に対しては加点評価を行うといったことが行われている事例がございました。

次に、内閣府PFI推進室ホームページにおいて、地方公共団体のPFI担当窓口の連絡先等のリストを公表予定です。これは先日、御意見をいただいております。現在、地方公共団体に公表用のリストの内容確認をしてもらっているところでして、近々ホームページに載せる予定でございます。

次に、「②地域人材の育成、ネットワークの構築」。官民連携による地域プラットフォームの形成促進。必要な人材派遣、ノウハウ提供等の支援の検討。福岡市の例のほか、さいたま公民連携コミュニティ制度も参考に具体的な支援方策を検討してまいります。

主な意見といたしまして、民間提案のインセンティブに関しては、随意契約のハードルが低いのであれば、民間提案に対して強いインセンティブとなる。一方、民間提案が進まないのは、公共側の情報が手に入らないこと、提案した内容が発注内容となり、競争入札をされてしまうことの2つが挙げられる。

公共施設等総合管理計画の策定指針において、PPP/PFIの活用について示されており、公共施設等に関する情報の積極的な公開に努めることとされている。計画策定により民間提案のために有益な情報を得ることができる。

プロセスガイドライン及びモニタリングガイドラインにつきましては、これまでの委員会やワーキンググループでいただいた御意見を踏まえまして、これから具体的な改正案の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告に対しまして、御質問、御意見はございますでしょうか。

H座長、何かコメントはございますでしょうか。

○H委員 今、詳細に御説明いただきましたけれども、モニタリング・事業促進ワーキンググループの特にモニタリングのところは、やはりいかにいいサービスを提供してもらうかという話になってきますと、先ほどお話があったVFMのワーキンググループとかなり重なる部分が多くなっていくということで、そのことはとても正しい方向だと思っています。ですので、少し連携をとりながら発展させていくと、よりよいサービスをしてもらい、それに対してきちんとモニタリングをして、インセンティブがつくような仕組みにするにはどうしたらいいかというところを引き続き検討していきたい。

検討していくに当たっては、やはりこういう話は、少し抽象的な話をしてもなかなか進まないで、個別具体的な話をできるだけ見ながらやる。かつ、実際もう少しこういうものをガイドラインにどこまで書き込めるかというところを検討していただくということがポイントかなと思っております。

事業促進のほうも同じように、できるだけ具体的なものを見ながらということなのですが、これについては独立採算型とサービス購入型とでは少しニュアンスが違うのだ



ろうと思っています。特に最後のところにありました随意契約、加点評価みたいところがどこまで実際に可能か、あるいは民間と地方公共団体の側で、そういうことをどこまでやる気があるかというところがポイントになってくると思いますので、少し制度的な面も含めてその辺を詰めた上で、できるだけ事業促進につながるようなポイントをうまくピクアップできればなと思っています。

○石原委員長 ありがとうございます。

今、両ワーキンググループ間の連携という話もございましたけれども、そういった点も含めまして、何かコメントはございますでしょうか。宮本委員長代理、どうぞ。

○宮本委員長代理 今、柳川委員がおっしゃった視点でこれからも進めていく必要があると思います。これまでサービス購入型中心の議論ではありますけれども、今回のいろいろな検討の一つのミッションは、新しい類型に対してどう考えていくのかということだと思います。なかなかまだ新しい累計の実績がないというところで、いかに具体的な議論ができるのかというのが一番問題だと思います。

その中で、要求水準書自体が事前にどこまでできるのかという問題があります。この前のガイドラインの改定の中でありました競争的対話というものをどのように位置づけて、どのように活用して、モニタリングの基準とか、バリューフォーマネーの数値の基準とかを具体的に議論していくのがこれから大きな課題になっていくのではないかと考えております。

○石原委員長 ありがとうございます。

ただいまのお話でございますが、地方公共団体側で何かございますでしょうか。O専門委員、P専門委員、いかがですか。

○O専門委員 先ほども具体的な事例を見ながら議論を進めていくというお話があったのですが、やはり現場にいる我々からしますと、具体事例の議論から実際の事案につなげていくということが入っていきやすく、職員の理解も早いので、そういった事例を1つでも2つでも取り上げていただくと職員のほうにも紹介しやすいし、マインドを育てていくことにもなるのかなと思っています。

○石原委員長 ぜひその材料をどんどん出していただければと思います。

P専門委員、いかがでございますか。

○P専門委員 こちらのモニタリングのワーキンググループの資料を事前に拝見させていただいて、神奈川県のパフィのモニタリングの状況もちょっと確認してきたのですが、表面的なモニタリングはやっているようなところはあるのですが、本当に実のあるモニタリングをやっているのかなというのが実感としてあります。ですから、今後こちらのほうでいろいろ議論していただく中で、それをフィードバックして、神奈川県のパフィ事業、本当に実のあるモニタリングをしていけたらいいなという印象として持っております。

○石原委員長 ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

○B委員 指定管理者の場合には、かなりいろいろモニタリング、その公表が進んでいると思うのですが、評価結果の公表について、PFI事業でも第三者機関の評価など、もう少し抽象的な形でモニタリングをした結果というのは公表していますね。確かに指定管理者の場合はユーザーの非常に細かなアンケート結果をそのままの形で公表したりしている状況だと思うのですが、PFIの場合は、おそらくそれをそのままということではなくて、もう少し要約をして、例えば第三者機関がそれをどう評価するかということも含めた形でモニタリングの評価結果にしていると思うのですが、そのように公表している例は結構多いですね。

○國松企画官 今、全部把握しているわけではないのですけれども、実際にモニタリング結果を公表している例は非常に少なく、例としては非常にレアケースのようでございます。

○B委員 モニタリングというのは、どういうものをモニタリングと定義するかということも多分ここで議論になると思うのですが、恐らくかなり抽象的なレベルであると、発表している例もあると思うのです。ただ、確かにそれでよいのかとP専門委員からありましたように、本当の意味でのきちんとした評価がされているかということも含めてですね。それから、住民、国民に対する公表を含めて検討課題かと思えます。

○P専門委員 さっき実のあるモニタリングは余りやっていないのではないかというお話をしたのですが、指定管理者と比べてみますと、本県の場合も、指定管理者制度の場合は、まず事業者みずからモニタリングをやり、県庁の事業の所管課もモニタリングをやり、第三者機関もモニタリングをしっかりやり、重層的にやっているのです。ただ、PFIのほうは、我々の問題でもあるのですけれども、事業者は当然モニタリングをやっているのですが、あとは形だけ事業主管課がモニタリングをやって、第三者機関というのは余りしっかりやっていない状況なのです。

そういう状況ですので、もちろんモニタリングの公表というのも余りしっかりやらないので、その辺のところ、本県の場合ですと、PFIのモニタリングのあり方は今後課題があるのかなという状況です。

○石原委員長 ただいまの御指摘に対していかがですか。

○宮本委員長代理 管理者のモニタリングも当然必要なのですが、もう一つ、PFIの場合はやはり金融機関のほうも何らかの形で適切にコミットしてもらおうというのが本来あるべき姿だと思います。しかし、そこについて余りここでも議論されたことがないと思います。そのため、何かの機会にその重要性についても検討したほうがいいのかと思います。

質問なのですが、今の4ページの中で、ホームページに情報を公表していただけるという話がありました。これは何回かいろいろなワーキングとかでも出ていた課題に答えてもらえる話なのかと思いますが、ここでは個々の事業についてのホームページという形ではなくて、あくまで窓口だけという御予定でしょうか。中身について御説明いただければありがたいです。

○國松企画官 4ページの(1)①の2つ目の項目ですけれども、今つくっているのは、各都道府県と政令市のPFI担当窓口と、市町村につきましては各都道府県の市町村担当窓口のようなものがございまして、そこの窓口のリストをつくりまして、民間事業者などが何かPFIについて相談があれば、当該窓口のところに電話なりメールなりで問い合わせをすればいいですよという連絡先リストみたいなものをつくりまして、それを公表するというところで、今のところそういう連絡先のリストをつくりましたということでございます。

○宮本委員長代理 どうもありがとうございます。

かねてからお願いしていて、なかなか難しいのだと思うのですが、初期のころはPFIの案件のリストが全部ありまして、それでいろいろな案件について内閣府のページからたどっていったという経緯があるのです。先ほど0専門委員もおっしゃいましたけれども、ベストプラクティスといいますか、いい事例がどのように事業掲載されたのかというのが順を追って見られるようなものがあれば、これから始めようかという地方公共団体にとっては非常にいい情報になるかと思えます。全てを網羅するというのは今の状況では難しいと思うのですが、内閣府のこの前の資料でベストプラクティスといいますか、代表的な事例が挙がっていますので、そこに関しては、内閣府のホームページからもそちらに飛んでいけるような、何かそういう工夫をしていただけるとありがたいのではないかと思いますので、御検討いただければと思います。

○石原委員長 いかがですか。

○山田企画官 事務局から1点御紹介さしあげますと、今、宮本先生から御提案いただきました件、私どももできることから進めようと考えております。具体的には「PPP/PFI事業 事例集」というものをつくっております。本日の報告資料4の後半部分に縮小して印刷をしておる部分でございます。横長で上下に印刷をしているページでございますが、事業が1ページに2シートずつ印刷をしているわけなのですが、その一部につきましては、URLを掲載するようにしております。これはホームページにも全く同じ情報をアップしておるわけですが、このURLにつきましても、御協力いただける地方公共団体と御相談しつつ、可能なところから掲載を始めているところでございます。こういった取組を引き続き進めてまいりたいと思っております。

○石原委員長 この非掲載というのはどういう理由が多いのですか。

○山田企画官 現在、地方公共団体がそもそもホームページ上にこういった情報を掲載されていないとか、それぞれ事情がございませうですので、そのあたりも含めて、今後、少しずつではありますけれども、地方公共団体に御相談しつつ進めていきたいと思っております。

○石原委員長 どうぞ。

○E委員 担当窓口の連絡先等のリストの公表という部分は、私も何回かお願いをしてきたのですけれども、基礎自治体を含むイメージでお願いをしてきていまして、都道府県、政令市でとまるというのは今まででもできたことではないかということですね。実際に事業

の大半、件数的に一番多いのは基礎自治体のところで行われるわけで、民間からすればブラックボックスが非常に多い、その部分に対して提案をしたくても誰で言えばいいのかわからないというところが阻害要因になっているということです。今回は、今の敷居でいくと県の市町村課に聞いてくださいということですが、それは余りにも不親切だなという感じですね。恐らく県の市町村課に聞いても、それ以上先に行かないと思うのです。これは情報提供なので、別に権限を行使して地方分権を阻害しようとかいう話では全然ないので、ぜひ基礎自治体まで広げていただきたいなと思います。

○石原委員長 このURLは基礎自治体、県、市、どのレベルですか。

○國松企画官 先ほどと同じく、県の市町村担当課ということです。

○E委員 それだと実効性がないです。親切に調べて、ここにコンタクトしてくださいというような県の担当者はお目にかかったことがないので、そういう実態があることをちゃんと知った上でワークするようにするのが皆さんの仕事ではないかということです。

○石原委員長 いかがでしょうか。

○國松企画官 今、各市町村のところはまだ行けていないのですけれども、取り急ぎということで、今の私が話したレベルのものですけれども、各県の市町村課のほうには、各県内の市町村PFI窓口を紹介をしてくださいというような趣旨でお願いしております、単に市町村課というわけではなくて、PFIの窓口として各県の市町村担当にお願いしていますので、ワンストップには今なっていないのですけれども、当面そういう状況です。また市町村課にお願いをしまして、さらにその先の各個別の担当まで聞くということができればベストになるのですけれども、まだそこまでできていませんので、今後どうするか、また相談をさせていただきたいと思います。

○石原委員長 では、せっかくこの場に出たものでございますので、どの段階までというのは今後の進捗状況を教えていただければと思います。

モニタリング・事業促進ワーキンググループ、以上でよろしゅうございますでしょうか。この場でございますので、ぜひ要望、あるいはいろいろな御意見等をお聞かせ願いたいと思います。

それでは、ここら辺にいたしまして、次のところに参りたいと思いますが、いずれにいたしましても、H座長のもと、また皆様での進捗、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

次に、手続きの簡易化、そしてPFI手法を活用した案件の支援対象の選定結果につきまして、事務局より説明をよろしくお願ひいたします。

○國松企画官 報告資料1「手続き簡易化に関するパブリックコメント及び地方公共団体に対する意見照会について」説明させていただきます。

「1.『PFI事業実施プロセスに関するガイドライン』及び『VFMに関するガイドライン』改正案に対するパブリックコメント」ですが、前回の委員会におきまして御審議いただきましたガイドライン改正案につきまして、4月24日～5月2日までパブリックコメントにかけまして、3件の意見が寄せられました。2件は形式的な字句修正で、もう一件は改正

内容とは別の意見でした。したがって、内容については変更をしておりません。

次に、「2. 地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易化マニュアル（案）についての地方公共団体に対する意見照会」ですけれども、4月24日～5月23日まで県・市11団体に対して意見照会をしましたところ、合計7件の意見がありました。内容自体は変えておりませんが、表現の修正などを行いました。修正につきましては、石原委員長と宮本座長に御説明をしております。

最終案といたしまして、報告資料2～5をお配りしております。ガイドラインの案につきましては、この後、PFI推進会議決定ということになりまして、ガイドラインの改正を公表する際に簡易化マニュアルのほうも同時に公表する予定でございます。

以上です。

○石原委員長 ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見はございますでしょうか。

○宮本委員長代理 意見ではないのですが、これは庁舎等といいますか、既存の事例がたくさんあるようなものに対しての簡易化ということで提案させていただいて、これで今までやっていないような地方公共団体にもこのような案件を進めていただきたいと考えているのです。先ほどもちょっと話が出ましたけれども、昨今の建設費用の高騰によりまして、ある地方公共団体は建てかえをどうするかというのをオリンピックの後ぐらいに考えると、あくまで新聞報道ですけれども、そういう事例もございますので、せっかくなのですけれども、これがどこまで直近でうまく機能するのかというのは大変懸念しておりますが、いたし方ないところだと思います。

○石原委員長 そちら辺の一般情勢からの影響度合いについて事務局から何かコメントはございますか。

○國松企画官 マニュアルのほうは手続のやり方について、可能なところはできるだけ簡素に簡易化してやっていこうというものをして、実際に現在の情勢についてどのように対応していくべきかというところはまだ書いていないのですけれども、なるべくこういう方法、手続自体は簡易な方法を選んでいただいて、不落とかが起こらないように、そういうところはきちんと民間事業者の意見を聞くなり事前の対話を充実させるとかで極力避けていただくようなことを一緒に広報していく必要があるのかなと思っております。

○石原委員長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

○C委員 簡易化に向けて、ちょっと質問なのですけれども、とりあえずこういう形で新しくガイドライン、簡易化のマニュアルをつくってみましたとして、これが実際に例えば、従来型の公共事業からあえて今回簡易化されたのでPFIのほうに転換をすとか、何らかの効果があったかないかというのは検証することになると思うのです。この簡易化マニュアルをつくってみて、今後どういう形でフォローアップをするかという計画はあるのですか。

○國松企画官 今、具体的にフォローアップの方法等はまだ決まっておりません。いろいろ問い合わせが今後来ると思いますので、そういった中でどのようにやっていくかというアドバイスもしないといけないと思いますし、どれぐらい適用されているのかなというの

は、フォローは要るかなと思っております。

○C委員 多分これはまだ試行錯誤の中にいると思うので、例えばやってみただけでも実はこういうところがまだボトルネックとして残っていたとか、あるいは先ほどの資材の高騰ではありませんけれども、意外とこういうマクロ経済的なインパクトのほうが大きいねとか、どういうところに効果の要因があるかということは、できるだけ定期的に分析をして、どこかで中間的な整理をするというのがあっていいと思うので、ぜひお願いいたします。

○石原委員長 そういった意味で、受けとめ側としていかがでございますか。簡易化されてよかったと、それだけでおしまいなのかということですが、小島専門委員、何かございますか。

○P専門委員 本県の中では、こういうマニュアルをつくっていただきましたので、例えば財政当局なり県の幹部を説得するときの材料としては使いたいと思います。

それから、先ほどの市町村のPFIの担当セクションからPFIを導入したいのだけれどもというような御相談もありますので、そういうときには積極的に紹介して、ぜひ活用を検討していただきたいという方向でお話はしていきたいと思います。

○石原委員長 ほかにございませんか。せっかくニーズに応じてやったものがどれだけの効果があり、反応があったか、ぜひそこら辺のフォローアップをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に参りたいと思います。

○山田企画官 続きまして、お手元の報告資料6並びに報告資料7について御説明さしあげたく存じます。

この2つの資料ですが、一見似通ってございますが、一つは内閣府の予算にかかわるもの、もう一つが復興庁の予算にかかわるものということで、形式上2つに分かれております。この2つの資料は、内閣府で実施しております個別の案件の支援対象の選定結果及び支援に係る第2次募集についての資料でございます。先週5月29日付で報道発表したものでございます。

まず、報告資料6からお開きいただきたく存じます。1枚おめぐりいただいたところに今年度の支援対象の選定結果のリストを掲載してございます。それぞれの事業について簡単に御説明を申し上げたく存じますが、北海道網走市につきましては、国から払い下げを受けました農園、80ヘクタールほどあると伺っておりますが、これを地域の観光資源にしていきたいということを網走市が考えておるところで、既に幾つかいろいろな導入施設についての検討が進んでいて、なおかつそれを民間の活力あるいはアイデアを使って効率的に運営していきたい。その際には、周辺の観光施設との連携等々も大いに民間からアイデアを募りたいという御相談をいただきましたので、内閣府で御支援をさせていただくというものでございます。

2番、栃木県壬生町の案件でございますが、こちらは老朽化した体育館を建てかえたいということでございます。こちらだけですと従来型、サービス購入型の事業となるわけで

すが、周辺にあわせて町有地を持っておりまして、現在グラウンド等に活用されていると聞いております。壬生町によりますと、周辺の土地の使い方も含めて民間のアイデアを募りたいという思いをお持ちだということでございまして、これはアクションプランにも位置づけております公有地の有効活用という面にも即しておるということで、内閣府でお手伝いさしあげようということでございます。

3番、神奈川県鎌倉市でございまして。これは公営住宅、市営住宅の建てかえを考えておられるということですが、現在7カ所に分散している市営住宅を1カ所に集約したいということでございまして、集約をした跡地の利活用について民間のアイデアを募りたいという御相談をいただきました。こちらについても、いかに民間からよいアイデアを引き出せるのかといった観点で御支援さしあげたいと考えております。

4番目、岡山県真庭市でございまして。こちらについては市町村合併を経ておりまして、そのせいで今、廃棄物処理施設が3カ所に分かれております。それを機能更新とともに1カ所に集約したいと考えておるといふことと、もう一つはし尿処理施設、こちらも機能更新をしたいと考えておると伺っております。

ただ、その際に、焼却施設に集まってくる紙ごみを資源化するであるとか、あるいは生ごみとか浄化槽の汚泥を利用して液肥化施設を整備して、それから収益を得る、さらにはそれをテーマとした町おこし、地域活性化もしていきたいと考えておると御相談を受けましたので、こちらについても、そういったことを実現する上で、民間からどのようにするといったアイデアが引き続き出せるのかといった観点で御支援さしあげたいと考えておるところでございます。

続きまして、報告資料7を1枚おめくりいただきたく存じます。こちらは復興庁の予算ということで、震災復興に資する案件の御支援ということでございます。

選定をいたしましたのは、宮城県仙台市の1件でございまして。こちらは科学館の改修を案件としております。こちらだけでいきますと、サービス購入型の施設の更新ということになります。従前、震災以前から科学館の改修そのものは構想があったとお聞きしているのですが、リニューアルにあわせて震災の記憶を広くとどめて市民と共有するという、そういったソフトの面の部分についても、この科学館を利用してサービス提供したいという御相談を承りましたので、ソフト・ハード相まって、どのように民間の資金であるとか民間のノウハウを活用できるのかという観点でお手伝いさしあげたいと考えております。

第2次募集については、締め切りを6月27日とし、引き続き支援対象の募集をしておるところでございます。

以上でございます。

○石原委員長 これらの5件について、具体的なスケジュールはどのようになるのですか。

○山田企画官 案件によりさまざまなのですが、ある程度ロードマップを書いている案件もあれば、これからスピード感も含めて検討するといった案件もありまして、今、支援を決定したばかりでございまして、今後、具体的に地方公共団体の担当者と打ち合わせの

上、どの部分を重点に内閣府として御支援さしあげるかというのを決めていきたいと考えております。

○石原委員長 第2次募集がもう既に始まって、6月27日までということですね。

○山田企画官 左様でございます。

○石原委員長 まだまだどんどんやっていくということですか。

○山田企画官 財政上の制約もございますので、そちらとの兼ね合いで、御応募の件数を見ながら可能な限り御支援さしあげてまいりたいと思っております。

○石原委員長 御質問、御意見はございますか。N専門委員、どうぞ。

○N専門委員 例えばこの今5件あるもので、ちょっと見ると単純なサービス購入型とは違うものが多いとは思うのですけれども、先ほどの簡易化マニュアルを使って、どれかで1件スピードアップできたよという事例ができると具体的に短縮できたという事例を示せると思うのですが、そういうものの題材になってくださるような地方公共団体はあるのでしょうか。

○山田企画官 私ども、当初募集をする段階で、今後、アクションプランに基づいて広げていくべき新たな事業類型を中心に案件を募ったということもございまして、比較的サービス購入型にとどまらないものを中心に御支援さしあげることになっております。

その一方で、最後に御紹介いたしました仙台市の案件については、ソフト部分もあるものの、割と定型的な部分も一定程度ございますので、手続の簡易化であるとか事業の迅速化という観点でも検討の余地はあるのかなと考えているところでございます。

○N専門委員 ありがとうございます。

確かに改修物でしたら結構汎用性もあるので、これですまく短い期間で改修ができたということになると利用される地方公共団体も増えるのかなと思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

○山田企画官 ありがとうございます。

○石原委員長 ほかにございますか。

どうぞ。

○R専門委員 選ばれた案件について、その可能性調査の検討に対する支援を行うということですが、その支援というのは、例えばPPP/PFIの経験者を送り込むとか、そういった人的な支援まで含めて入っていると考えてよろしいのでしょうか。

○山田企画官 今、御質問いただいたとおり、まさに人的な支援といったところが中心になります。具体的には、手続としては内閣府が専門家、建設コンサルタントあるいはシンクタンク等のPFIの専門家と契約をいたしまして、年間を通じて現地の地方公共団体の皆様とおつき合いをしていただく、その結果を内閣府にもフィードバックしていただくというやり方を考えているところでございます。

○石原委員長 ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。

ちなみにこれは何件ぐらい募集があつて、何件ぐらい選ばれたのでしょうか。



○山田企画官 全体でこの倍ほどの応募をいただきまして、その中から選定させていただきました。

○石原委員長 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、参考資料2「コンセッション制度の利活用を通じた成長戦略の加速」につきまして、事務局より御説明をよろしく申し上げます。

○持永審議官 それでは、御説明いたします。

参考資料2でございますけれども、前回の委員会で、現在、産業競争力会議でいろいろ議論がなされていますという御報告をさせていただきましたが、その続きと捉えていただければいいかなと思います。

資料でございますが、5月19日に民間議員の竹中議員から、産業競争力会議と経済財政諮問会議の合同会議がありましたけれども、その場で御提案があった資料でございます。見出しにありますように、コンセッションを加速させるべしとの資料になっています。

ざっと中身を申し上げますと、1ページ、「意義」のところは省略しますが、下半分、①のところではレ点が入っていますが、最初のレ点にありますように、3年間を集中強化期間として頑張るべきではないか。

レ点の2つ目ですが、コンセッションの数値的な目標を掲げるべきではないか。

3番目、その結果としての投資額も、コンセッションについては10年間で2～3兆円というアクションプランの目標がありますが、それを集中強化期間に前倒す意気込みでやるべきではないかという御指摘でございます。

2ページに行きますけれども、②にありますように、諸課題の解決に努めるべきではないかという御指摘であります。かいつまんで申し上げます。

最初のレ点ですけれども、運営権者に、今でも公務員が行ける制度はありますが、もっと大量に自由に行けるような形での法的な整備等の検討が必要ではないかという御指摘。

2番目の点は、運営権、特に更新投資について税務上の課題を検討すべきではないかという御指摘をいただいています。ここのところ、小林から補足させます。

○小林参事官補佐 参事官補佐の小林です。よろしく申し上げます。

私からは、会計のところについて御説明申し上げます。

こちらに記載の運営権に関する会計税務の課題解決に向けた検討会の設置というものが提言されております。内閣府では、昨年9月に有識者の方々にお集まりいただき、公共施設等運営権に係る会計処理方法に関するPTと称して、実務を拘束しない研究報告という形で、会計処理の一つの考え方というものを公表させていただきました。それから半年以上が経過して、運営権事業を導入しようとして検討を始めた地方公共団体や民間事業者から、更新投資に関する会計処理の課題解決を現在求められているという状況にあります。

そこで、当室といたしましては、再度会計PTの委員の方々にお集まりいただき、かかる論点について検証・協議していただく方針です。具体的には、運営期間の後になればなるほど更新投資の投資額の償却、すなわち運営権者による費用負担が重くなっていく可能性

があるという実務上の想定される課題についてなのですけれども、こちらの論点に焦点を当てて検討してまいりたいと思っております。

会計PTのメンバーには、本日お越しの伊藤委員にも入っていただいております。伊藤委員には引き続きメンバーとして入っていただくことで、当推進委員会との連携を図りつつ、会計処理の課題解決に向けて取り組んでいく所存です。石原委員長を初め、当推進委員会の委員の皆様方と専門委員の皆様方におかれましては、本件に関しましても御指導賜りたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○持永審議官 それでは、続きを御説明します。

2 ページの一番下のレ点ですが、指定管理者とPFIとの関係でありますとか、公務員の運営権者への出向等々について、今使える法制度の解釈などについて内閣府だとか各省庁のガイドライン等々で明確化すべきというような御指摘をいただいております。

2 ページの一番下から次にかけて、3 ページの一番上のレ点ですけれども、運営権を実現しようと思った場合に、デューデリだとか弁護士費用等々を含めたいろいろな準備費用がかかるということで、そういうものを国が地方公共団体に支援できないのかというような御指摘。

3 番目のレ点でございますのは、運営権の活用に必要な財務情報等の明確化、開示を促進すべきというような御指摘です。

④にありますのは、2 つレ点がありますけれども、これは私どもも当委員会、それからワーキンググループで議論していますが、地域での人材育成だとかネットワークづくり、2 つ目のレ点になりますが、インフラファンドの活用について御指摘いただいております。

3 ページの一番下になりますが、⑤ですけれども、各省庁、内閣府を含めて必要な定員だとか体制の強化ということを御指摘いただいております。これが5月19日の竹中議員からの提案でありまして、この諮問会議と産業競争力会議の合同会議の場には安倍総理も御出席になっておられましたけれども、総理からは、こういった点も踏まえてコンセッションが大きく拡大できるようにしっかり検討を進めてほしいというような趣旨の御指示をいただいたところでございます。

これを受けてどうするかということでございますが、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について(案)」という資料をお配りしております。中身でございますけれども、「1 趣旨」と書いてございますが、これはアクションプランの実現に向けて、特にコンセッション部分の加速化に向けて当面の取組を整理するのだというような趣旨の紙にしたいと思っております。6 月半ばぐらいになろうかと思っておりますが、最終的には法律に基づく推進会議にお諮りをして、決定に持ち込みたいと思っております。

2 というところで分野ですとか数値目標の設定と書いてありますが、これは先ほどごらんいただいたペーパーを基本的に焼き直したような形になっております。3 年間に集中的

に取り組もうということが①。それから、重点分野として4つの分野を設定し、③にありますような規模、件数を目指そうと。ただ、ここら辺も、とりあえず今書きましたけれども、まだまだ数字についても調整途中でありますので、そういう前提でご覧いただければと思っております。

3は後の取組。アクションプランでもいろいろな取組を書いておりますが、それをさらに3年間分に深掘りしたということでの取組を別紙のとおりということで書いております。

別紙は、大きく分けて事業環境の整備等という話と地域への支援等という話で整理いたしております。これも先ほど竹中議員から御提案があったものをベースにしながらか整理をいたしております。例えば事業環境の整備等と言えば、関空ですとか仙台のコンセッションの着実な実施でありますとか、2番目の点にありますように、公務員の出向についての法的根拠を整理するという。3番目の点にありますように、先ほどちょっと補足しましたが、税務上の課題の検討をするということなどあります。

下半分の地域への支援ということについて見れば、PFI制度についての地域の理解の増進のための取組でありますとか、2番目の点にありますのは、コンセッションをスタートさせるに当たっての初期費用について支援をどう考えるか。5つ目の点にありますのは、ワーキンググループ等で議論してきたことでもありますけれども、地域の人材、ノウハウの向上といった取組をすることを記載しております。

こういった中身でございますけれども、6月半ばぐらいに先ほど申し上げましたように民間資金等活用事業推進会議で御決定をいただければ、その後、今、政府部内では、6月末ぐらいになるのかなと思っておりますけれども、政府としての成長戦略等々の検討が並行で進んでおりますので、そちらのほうとも連携しながら政策につなげていきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対しまして御質問、御意見、よろしく願いいたします。御自由にどうぞ、小島専門委員。

○P専門委員 質問なのですが、この目標の18件か19件は、具体的にどちらの地方公共団体でどのような事業を計画しているということは今の段階であるのでしょうか。

○持永審議官 今、具体的になっているものが全部あるかという、そうではないです。そもそも積み上げなのかという質問と入れかえたほうがわかりやすいのかもしれませんが、積み上げではございません。ただ、例えば関空でありますとか、仙台空港でありますとか、水道など言えば大阪市はもうやるということで方針を公にされています。道路についても、有料道路のことですけれども、構造改革特区ということで愛知県の有料道路の話が、もうオフィシャルにやるという方向になっておりますので、そういうものはやるのだらうなというイメージがありますが、それを超えて19件すべてに具体の想定があるのかと言われると、現時点では目標として掲げましたというところになっております。

○石原委員長 C委員、どうぞ。

○C委員 2点ほどですが、今の御質問に絡みますけれども、空港とか水道とかいろいろと書いていますが、これらは基本的には更新投資であると。つまり、新規事業で新しく空港を6つつくるわけではないですね。だから、新規事業ではなくて、あくまでも更新投資であるということと、他方では、今、新しい国土の発展ではないけれども、縮小というか、人口減少もありますので、逆にむしろこれから更新投資しない方向という場所もあると思うので、更新投資だとしたときに、この辺はどういう形でその地域の対象、事業を絞っていくのか、原則は何かあるのですか。

○持永審議官 特に上下水道は更新がメインになっていくと思います。コンセッションがありますので、恐らくこれは市町村にやる気があって運営権者が手を挙げるということが前提ですが、常識的に考えれば、ある程度の都市というか、規模感のあるところでないと、なかなか民間の運営権者でというのは難しい部分もあろうかと思えます。そういう意味では、ある程度の規模の市町で、おっしゃるようにこれから老朽化したものがいっぱい出てくる部分の更新も含めた形で運営権者にお願いするという事業が出てくるのだろうと思っています。

ただ、これは、国としてはコンセッションがありますよ、ガイドラインも示しましたよ、いろいろな支援の制度もつくりましますよというようなことを地域のほうにいろいろお話ししますが、実際最後にやるかやらないかは地方公共団体の御判断になるので、国のほうから、君はやってもいいけれども君はやってはだめだとか、そういうことはありません。手を挙げたところにはどんどんやっていただこうと思っています。

一方で、空港のほうは国営空港が多分当面はメインになってくると思いますので、これも地域の御理解を得ながらでしようけれども、そこは国の政策としてやっていくことになるのだと思いますが、ローカル空港というよりも、やはり経営になりますので、ある程度規模のある空港が出てくるのかなという気はしています。

○C委員 その際ですけれども、竹中議員のこの提言書というか、参考資料2です。3ページに地方財政措置というのが出てきておりますが、独立採算で収益性が見込める範囲であれば変な事業は出てこないと思うのですけれども、いわゆるこういう地方負担の地方財政措置というものを前提にして、その中で初めて利益が上がるというのであれば、本来やるべき事業、つまり補助金がなければできない、収益性のない、採算性のない事業ということになってしまいます。

○持永審議官 竹中議員のおっしゃっている地方財政措置というのは、運営権を渡した後の経営についての資金的な補助等々ではなくて、運営権を設定するための、そこに至るまでのデューデリジェンスとか弁護士費用等がかかってくるので、そこら辺の初期費用を支援してやれないのかということなので、経営が始まった後のことを竹中議員が言っているわけではありません。

○石原委員長 ほかにどうですか。

I 専門委員、どうぞ。

○I 専門委員 ありがとうございます。

コンセッションの去年のアクションプランで10年間で2～3兆円というのを、今度は3年間で前倒しとなっています。正確な積算ではないのですが、去年は25年度で、26年度から3年間で2～3兆円やったら、あとの7年間は何をするのですかという質問は当然来ると思うのです。2～3兆円、10年間でやるのをもう3年間でやって、しかも空港6件、水道6件、下水道6件、道路1件でできてしまうよと。できてしまうかどうかはわかりませんが、目標的には、金額的にはコレスポンドしているのだと思うのです。一方、集中期間3年間における事業目標は2～3兆円ですと。去年のペーパーだと10年間で、コンセッション以外は9兆円か10兆円ぐらいだったので、普通に3分の1ぐらいでやりましょうということなのです。

去年から今年で、去年は10年間で今年3年間で2～3兆円やるということと、この2～3兆円で事業件数目標はこれぐらいで、大きな空港が入ったら達成できてしまうのかもしれないけれども、その後のことは、去年と今年の連関性で言うと、とりあえずは何も出てきていないですね。そこはどうされるのかというか、そこはロジカルにはどうなっているのかという質問です。

あとは、これは多分前から非常に難しいとおっしゃっていた道路のところ、愛知の地方道路公社が別紙のところから出てきて、もう一つ出てきているのは、別紙の最後の地域への支援等のすぐ上のところのいわゆる首都高とかのものだと思うのです。これは難しいのかもしれませんが、地方道路公社ではなくて普通の高速道路はどうなったのでしょうかという質問の2点でございます。

○持永審議官 10年間で2～3兆円を前倒しして、もし実現できたらどうなるのかということですが、10年間の目標を3年間にしていますので、そういう意味でハードルがぐいと上がったというのが正直なところです。まずはこれに向けて政府を挙げてとにかく最大限頑張ってみようというのが最初のお答えだと思います。

そこまでいけば、当然、次のステップをどうするのかという議論をしなければいけないので、これも3年後だから28年度ぐらいになって大体出口が見えてきたら、その次の3年間も考えなければいけないだろうし、10年間のアクションプラン自身も多分もう一回見直さなければいけなくなると思います。なので、今はとりあえず3年間への前倒しというコンセプトにしていますけれども、3年たたなくても、2年とか2年半ぐらいになってきて、必ず実現できるとか必ず実現できないとかが見えてくれば、その時点で取組方針とかアクションプランをもう一回洗い直して、数字の設定を含めて考え直すことになると思っています。

それから、首都高についてのPPPですけれども、御存じのように、これはコンセッションということではなくて、むしろ空中権を高速道路の上に設定して、その売却益で老朽化した施設の更新を進めようというコンセプトでの法律改正がなされて、まずは首都高でモデ

ルケース的にやりましょうということになっております。高速道路の上空の空中権を設定して、そのお金を利用してというスキームそのものは首都高だけで適用されているわけではないので、首都高でのモデルケースがうまくいくようであれば、ほかの地区だとかほかの道路での適用といたしますか、普及も見えてくるのではないかなと思います。ただ、当面は、今までやったことのない話ということもあり、まずは首都高の築地川区間でモデル的に頑張ってみようということになっています。

○石原委員長 どうぞ。

○I専門委員 ちょっと質問が違うのですけれども、後段は、首都高のことはわかったのですが、地方道路公社と書いてあって、普通の高速道路はやらないのかという質問です。ここで限定的に書いてあるからそのように読めてしまうなということ。愛知県の有料道路を念頭に置いているのかもしれませんが。

○井上参事官 御指摘のとおり、これは愛知県道路公社の道路に係るコンセッションに必要な法改正をすることが正式に5月に決まりまして、その法改正を見越した形で愛知県のほうで事業スキームのマーケットサウンディングを今やっているところであります。その他の道路については現在何か決まった議論があるわけではございません。

○羽深政策統括官 高速道路については、もう民間企業になっているので、パブリックから切り出すということではないという整理になってしまっているのだと思います。

○石原委員長 ほかにどうぞ。O専門委員。

○O専門委員 先ほど地方公共団体のやる気があるかという話がちょっと出たように思うのですけれども、コンセッションの制度に関しましては、それぞれの所管のほうで制度の勉強などは既に始めているのです。ただ、水道事業にしても、下水道事業にしても、地方公共団体の根幹をなす事業の一つと考えていまして、やはり安定性、継続性が求められるものですから、これを民間のほうにお任せするかどうかというのは、首長の判断に負うところが非常に大きいのではないかなと思っていまして、今までのようなサービス購入型の事業でPFIを活用するかどうかという判断とは少し違った順番で物事が進められていくのかなという気がしています。

そういった意味でも、地方公共団体への働きかけというか、首長への制度の理解促進であるとか、そういった働きかけがひとつ効果があるのかなという気がします。あと、やはり人の問題がありまして、実際に今、水道、下水道で業務を担っている職員たちをどうするのかという問題がありますので、そこについては職員の派遣の制度を今検討いただいているようなのですけれども、現場レベルではそこが非常に課題になってくるのではないかなと感じています。

以上です。

○石原委員長 どうぞ。

○持永審議官 おっしゃるように、もちろんそれだけでいいというわけではないでしょうけれども、いわゆる首長への働きかけは大変大事なことだと思っております。私どもも、

こういう決定等々を踏まえ、うまく成案になればですが、こういうものができ上がっていった暁には、個々の首長ということもありますでしょうし、いろいろな首長が出席される会議等々がありますので、そういうところを利用して、直接メリットを御説明するような機会を持っていきたいと思っています。

それと、職員の方の出向等々の話について言うと、上下水道は地方公務員法の枠組みになりますが、かなり弾力性を持った形で出向できるということが解釈上明らかになっております。そこら辺も踏まえていろいろな解釈を明確にさせていただきたいというのが竹中議員のペーパーにあったりしますし、こちらのペーパーにも書いておるのです。そこら辺は、総務省もそうですけれども、私どももそうなのですが、地方公務員法の枠組みの中でこういうことができるのですよということは、夏頃目途に明確にして、ガイドラインに書き込むのか別途通知なのか、そこはちょっと検討しないといけないと思っていますけれども、何らかの形で地方公共団体の皆様にきちんとお知らせができるようにしたいと思っています。

○石原委員長 まだまだ御質問があろうかと存じますが、この辺にしたいと思います。

これが出たことによって、ワーキンググループへの影響というのはどうですか。

どうぞ、E委員。

○E委員 ちょっとまた質問に戻ってしまうかもしれないのですが、この委員会の位置づけを整理しておいていただいたほうがいいかなと思うのは、PFIの活用を推進する会議があるのはいいのですが、竹中ペーパーによると、経済財政諮問会議ないしは産業競争力会議のもとに専門家組織を設置するというのと、この委員会の中にもワーキンググループがあって、このテーマではないけれども、いろいろ検討機能を持っているということの行政組織的なポジションを明確にしておいたほうがいいかなと。やるべきとかやるべきではないとかと言っているわけではなくて、しっかり整理をしないと二重になるとか抜け落ちるといったのが起きると思います。

○石原委員長 おっしゃるとおりでして、この非公表資料と竹中議員のペーパーとは若干ニュアンスが違っている点もございますし、最後の点は先生がおっしゃったように問題になり得るかと思っています。我々としても考えなければいけないし、今、作業をいろいろお願いしている、そこへの影響とかもあろうかと思っています。その点は事務局とも十分打ち合わせをしまして、また宮本委員長代理、E委員等、皆様とも御相談していきたいと思っておりますが、よろしいですか。

それでは、最後になりますが、PFI事業の推進の実施状況につきまして、事務局より御報告申し上げます。

○持永審議官 P F I 事業推進の実施状況につきましては、前回お配りして、意見をいただいて直して、物としてはファイナライズいたしました。今後私どものホームページで公開していこうと思っております。こういう形になりましたという報告だけでございます。

以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございました。

以上をもちまして本日の議事は全ておしまいでございます。それでは、本日はこれをもちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。